

# 新型コロナウイルス感染症による影響を受けて お困りの中小企業者の皆様へ

市では、新型コロナウイルス感染症による影響を受ける又は、受けるおそれのある中小企業者等への経営の安定化を図るため、下記のとおり融資に係る支援制度を設けていますので、ご利用ください。

## 鹿沼市感染症対策経営安定化補助金(利子補給)について

(補助対象)

- (1)法人にあつては市内に商業登記を、個人にあつては住民登録をしている者。
- (2)市税の滞納がない者

(補助事業)

感染症等による影響を受け、令和2年3月2日から令和3年3月31日までの期間に実行がなされた以下の貸付

- (1)鹿沼市緊急経営対策特別資金(ただし、セーフティネット要件に限る。)による貸付。
- (2)栃木県制度融資「新型コロナウイルス感染症緊急対策資金」による貸付。
- (3)日本政策金融公庫が行う「新型コロナウイルス感染症にかかる衛生環境激変特別貸付」による貸付のうち事業の用に供するもの又は小規模事業者経営改善資金(新型コロナウイルス感染症関連)に該当するもの。

(補助金の額)

- (1)融資の実行から24回分の利子相当額の範囲内
- (2)利子相当額の計算にあたって使用する利率の上限は年利2%
- (3)補助金の交付限度額は、1対象事業者につき80万円

(申請方法)

金融機関から報告のあつた対象者へ、毎年3月頃鹿沼市より申請書を送付いたします。

(申請時に必要な書類)

- (1)法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては住民票の写し
- (2)市税完納証明書
- (3)金融機関が発行する返済予定表 など

お問合せ

鹿沼市 経済部 産業振興課 商工振興係

〒322-8601 鹿沼市今宮町1688-1 TEL0289(63)2182 FAX0289(63)2189

## 鹿沼市緊急経営対策特別資金(市制度融資)について

セーフティネット要件	
申込資格	セーフティネット(中小企業信用保険法第2条第5項第4号もしくは第5号、又は第6項)の規定に基づく特定中小企業者に該当する者
使途	運転資金
限度額	3,000万円
融資期間	7年(うち据置1年以内)
利率	3年以内 1.4%      5年以内 1.5%      8年以内 1.6%
保証料	全額補助

## セーフティネット保証について

### 【制度概要】

中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証(100%保証)を行う制度。

### 【認定基準】

最近1ヶ月の売上高等と前年同月を比較

+その後2ヶ月(見込み)を含む3ヶ月間の売上高等と前年同期を比較

(※)セーフティネット5号は従来の「最近1ヶ月間の売上高等と前年同月の比較+その前2ヶ月を含む3ヶ月間の売上高等と前年同期の比較」でも認定可能

⇒認定基準比率を上回っていること(売上高等減少の基準については下記表のとおり)

(NEW)令和2年3月10日に認定要件が緩和されました。

業歴3ヶ月～1年1ヶ月未満の事業者、前年以降の店舗増加等によって単純な売上高等前年比較では認定が困難な事業者も対象となりました。

詳細は鹿沼市ホームページに掲載しています。

〈各認定基準〉

	セーフティネット 保証4号	セーフティネット 保証5号(※)	危機関連保証 (第6項)
対象事業者	市内中小企業者 (業歴3か月以上)	指定業種に属する事業 を行う中小企業者 (業歴3か月以上)	市内中小企業者 (業歴3か月以上)
基準比率 (売上高等減少)	▲20%以上	▲5%以上	▲15%以上

### 【申請方法】

以下の書類を商工振興係へお持ちください。

- ・認定申請書(それぞれの制度に該当するもの)・・・2部
- ・申請書の添付資料・・・1部
- ・法人にあつては登記事項全部証明書、個人にあつては確定申告書の写し
- ・来庁される方の身分証明書
- ・委任状(代理人の方が申請する場合)